

## 報告第1号

### 専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和4年11月28日提出

亀岡市長 桂川孝裕

専決第7号

専 決 処 分 書

損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年9月8日

亀岡市長 桂 川 孝 裕

## 損害賠償額の決定について

市は、道路管理の瑕疵による事故の損害賠償の額を下記のとおり決定する。

令和4年9月8日専決

亀岡市長 桂川孝裕

### 記

- 1 損害賠償の額 5,025円
- 2 損害賠償の相手方 亀岡市在住 12歳女性
- 3 事故の概要

令和4年5月12日午前7時40分頃、亀岡市保津町観音寺地内の市道保津8号線を自転車で走行中、ガードレールの破損部分に接触し、衣服が損傷した。

## 損害賠償額の決定について

- 1 損害賠償の額 5, 0 2 5 円
- 2 損害賠償の相手方 亀岡市在住 1 2 歳女性
- 3 事故の概要

令和4年5月12日午前7時40分頃、亀岡市保津町観音寺地内の市道保津8号線を自転車で走行中、ガードレールの破損部分に接触し、衣服が損傷した。